

日調連発第310号
令和4年1月26日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民基本台帳法の一部改正に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用した戸籍の附票の写しの請求について（通知）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の附則第1条第9号に掲げる規定の内容及び施行期日については、客月28日付け日調連発第283号をもって通知したところですが、本改正に伴い住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍の附票の写し等における戸籍の表示の取扱いが変更となりました。

これにより、当連合会において、本件に係る戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用し、戸籍（本籍地又は筆頭者）の表示がされた戸籍の附票の写し等を請求する場合の同職務上請求書の記載例を別添のとおり作成しましたので、参考とされるよう通知します。



〇〇-6A-〇〇〇〇〇〇



戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

記載例

長 殿 平成 年 月 日

| | | | |
|--|---|-------|---|
| 請求の種別 | 戸籍・除籍・原戸籍 住民票・除票・ 戸籍の附票の写し ・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧 | 謄本・抄本 | 通 |
| (1) 本籍・住所 | | | |
| (2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名 | | | |
| (3) 請求に係る者の氏名・範囲 生年月日 | (フリガナ) 氏名 生年月日 明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日 | 範囲 | |
| (4) 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項 | <p>本欄に「戸籍(本籍地又は筆頭者)の表示」が必要である理由を記載する。</p> <p>(例) 登記された住所と被相続人の最後の住所が異なることから、登記名義人と被相続人が同一であることを証するために戸籍の表示が必要である。</p> | | |
| 利用目的の種別 | 請求に際し明らかにしなければならない事項 | | |
| 1 土地家屋調査士法第3条第1項第2号に規定する審査請求の手續についての代理業務並びに同項第4号及び第7号に規定する代理業務に必要な場合(戸籍法第10条の2第4項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き) | 事件及び代理手續の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的 | | |
| 2 上記1以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合(戸籍法第10条の2第3項、住基法第12条の3第2項及び第4項第5号括弧書き以外) | 事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由 戸籍法第10条の2第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 住基法第12条の3第1項： <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 上記に該当する具体的事由 | | |
| (5) 請求者 事務所所在地 事務所名(法人名) 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号 | 〇〇県土地家屋調査士会所属 土地家屋調査士 電話番号 () - 登録番号第 号 民間紛争解決手續代理関係業務認定番号第 号 職印 | | |
| (6) 使用者(補助者) 事務所所在地 氏名 | 印 | | |

[本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、〇〇県土地家屋調査士会事務局 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇]

- (注) (1) (2) 欄… 戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。
- (3) 欄… 戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。
- (4) 欄… 住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第7条第4号・第5号及び第9号から第12号まで及び第14号に掲げるものをいう(外国人住民にあっては、同法第7条4号、第10号から第12号及び第14号、国籍・地域、第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう)。外国人住民については基礎証明事項のほか、在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。
- (5) 欄… 土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別1の7号で請求する場合は民間紛争解決手續代理関係業務認定番号(法人の場合は社員の同認定番号)を記載する。

<https://www.chosashi.or.jp/>

[日本土地家屋調査士会連合会統一用紙]